エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
フレーム	緩み及び損傷	
その他	シャシ各部の給油脂状態	

㈫①　（※１）印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が６月当たり１千５百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされている時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

②　（※２）印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

別表第６（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期	１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
車体及び車枠	（略）	緩み及び損傷
その他	（※３）　車載式故障診断装置の診断の結果	

㈫①～③　（略）

④　（※３）印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。

別表第７（二輪自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期		１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		（略）	（略）
ばい煙、悪臭のあ	ブローバイ・ガス還元装置		（略）
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		（略）
	一酸化炭素等発散防止装置		（略）

別表第６（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所＼点検時期	１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
車体及び車枠	（略）	緩み及び損傷

㈫①～③　（略）

（新設）

別表第７（二輪自動車の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所＼点検時期		１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		（略）	（略）
ばい煙、悪臭のあ	ブローバイ・ガス還元装置		（略）
	燃料蒸発ガス排出抑制装置		（略）
	一酸化炭素等発散防止装置		（略）